

広島パイロットクラブ スタンディングルールズ

1. 会 員

広島パイロットクラブに入会する場合は、当クラブメンバー2名による推薦を受け、入会申込書を提出しメンバーシップ部長と会長・次期会長により審議後役員会に諮る。例会には報告のみとする。退会希望者は、書面にて会長に届け出ること。

2. 会 費

会費は次のとおり定める。

年会費 25,000 円

会費の計算期間は7月から翌6月までとする。

なお、会費は、払い戻ししないものとする。

3. 慶弔見舞金規定

クラブに関する慶弔見舞金は下記の通り定める。

その他支援団体、姉妹クラブなど会長が必要と認めたものについては、例会において報告するものとする。

記	
会 員 の 死 亡	弔電と香典 (20,000 円) または供花
会員の一親等以内の者の死亡	弔電と供花 (20,000 円)
会員の入院 (5 日以上)	お見舞 (10,000 円)
その他会長が必要と認めたもの	

4. 旅費規程・登録料・交通費

クラブの旅費・登録料・交流費を下記のとおり定める。

支 給 目 的	金 額	摘 要
P I コンベンション 年1回	登録料	出席者の人数
国内コンベンション 年1回	登録料の 1/2 × 出席人数 (年度財政による) 参加費	出席者の人数
秋の研修会 年1回		
DAC活動費	20,000 円	

5. パストピン贈呈

クラブの会長任期満了にあたり、前会長にパストピンを贈呈する。

6. 祝 金

姉妹クラブおよびアンカークラブ行事の祝金を次のとおり定める。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 認証式 | 20,000 円 |
| 不参加の場合 | 20,000 円と祝電 |
| (2) 周年記念行事（10年毎） | 10,000 円 |
| 不参加の場合 | 10,000 円と祝電 |

7. 卓話料

謝礼 10,000 円以内とする。

ただし、これを超える場合は役員会に一任する。

8. 会計監査委員会

クラブは会計監査委員会を設置する。

(1) 会計監査委員 1 名は役員会の承認を得て会長が任命する。

(2) 会計監査委員会は会計書類の提出を受け 7 月 31 日までに監査事務を終了する。

9. 特別会計

広島パイロットクラブは、事業目的のため、広島パイロットクラブ特別会計（以下特別会計という）をもつ。

10. 収支差益金

未処分収支差益金は、その一部を「特別会計」に繰り入れることができる。

11. その他

その他の規定については、全てパイロット日本スタンディングルーズに準ずる。

細則

- (1) 広島パイロットクラブの活動に協力するものは友愛会員と称する。
- (2) クラブ行事遂行のためマイカーその他を提供する場合は必要に応じてその費用を支払うものとする。

この規定は、1994 年 4 月 6 日より施行する。

改正: 第 1 回 1996 年 6 月 30 日

改正: 第 2 回 1997 年 6 月 30 日

改正: 第 3 回 1998 年 6 月 30 日

改正: 第 4 回 1999 年 6 月 30 日

改正: 第 5 回 2000 年 5 月 12 日

改正: 第 6 回 2001 年 5 月 17 日

改正: 第 7 回 2002 年 7 月 31 日 (施行 2002 年 8 月 1 日)

改正: 第 8 回 2004 年 6 月 30 日

改正: 第 9 回 2005 年 5 月 20 日

改正: 第 10 回 2007 年 4 月 18 日

改正: 第 11 回 2008 年 6 月 18 日

改正: 第 12 回 2013 年 6 月 30 日

改正: 第 13 回 2015 年 7 月 1 日

改正: 第 14 回 2016 年 6 月 19 日

改正: 第 15 回 2019 年 6 月 8 日

施行日付の指定のないものは改正後最初に到来する 7 月 1 日からとする。